

大学院自然科学研究科博士後期課程における研究指導の方法及び内容に関する取扱
要項

(令和2年2月19日制定)
〔令和8年7月22日最終改正〕

- 第1条 この要項は、大学院自然科学研究科規則（平成30年島大自然科学研究科規則第1号）第16条第4項の規定に基づき、島根大学大学院自然科学研究科（以下「研究科」という。）博士後期課程における研究指導の方法及び内容に関する取り扱いについて、必要な事項を定める。
- 第2条 研究科に入学した学生は、学年の当初に「研究計画（年度計画）」（別紙様式1）を作成し、また、学年の授業期間終了後速やかに「研究進捗状況報告書」（別紙様式2）を作成して研究科長に提出するものとする。なお、「研究計画」及び「研究進捗状況報告書」は主指導教員、副指導教員及び学生がそれぞれ保管するものとする。
- 2 前項の「研究計画」は、主指導教員が研究指導計画を記載し、当該学生と研究内容、研究方法及び進路希望等について十分に協議した上で、学生が研究の展望、研究予定を記載するものとする。
- 3 第1項の「研究計画」は、学生の考える研究の展望、研究予定等及び主指導教員の研究指導計画を、あらかじめ互いに理解するために作成されるものであり、研究活動の進展により、研究課題及び内容が変更されることを妨げるものではない。
- 第3条 副指導教員は、各々「研究計画」及び「研究進捗状況報告書」を学生の指導カルテとして管理・活用し、主指導教員と連携して当該学生の体系的・組織的な研究指導を行うものとする。
- 第4条 「論文研究」科目の成績の評価は、「研究進捗状況報告書」及び当該学年における学生の研究活動状況に基づき、主指導教員が副指導教員と協議して行う。
- 第5条 学生は、原則として、年1回以上の学会発表を行うものとする。
- 第6条 この要項に定めるもののほか、研究指導の方法及び内容に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から実施する。

附 則（令和2年12月23日一部改正）

この要項は、令和3年1月1日から実施する。

附 則（令和4年3月22日一部改正）

この要項は、令和4年4月22日から実施する。

附 則（令和4年6月22日一部改正）

この要項は、令和4年6月22日から実施する。

附 則（令和7年2月19日一部改正）

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

附 則（令和8年7月22日一部改正）

この要項は、令和8年7月22日から実施する。